（涉外広報課の設置期間の特例）

第七条　第三十八条第一項の涉外広報課は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

第八条～第十二条　（略）

（仮置場対策課の設置期間の特例）

第十三条　第四十四条第一項の仮置場対策課は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

第十四条～第十九条　（略）

（土壌再生利用企画課の設置期間の特例）

第二十条　第五十条第一項の土壌再生利用企画課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（土壌再生利用事業推進課の設置期間の特例）

第二十一条　第五十条第一項の土壌再生利用事業推進課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地課の設置期間の特例）

第二十二条　第五十条第一項の用地課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（削る）

第二十三条　（略）

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○環境省令第六号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、環境省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

環境大臣　西村　明宏

環境省定員規則の一部を改正する省令

環境省定員規則（平成二十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後			
区分	定員	備考	
本省	二、二一五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	
原子力規制委員会	一、一二一人	事務局及び施設等機関の職員の定員とする。	
合計	三、三三六人		

（本省及び原子力規制委員会の定員）

第一条　環境省の本省及び原子力規制委員会の定員は、次の表のとおりとする。

改正前			
区分	定員	備考	
本省	二、一八三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	
原子力規制委員会	一、一〇三人	事務局及び施設等機関の職員の定員とする。	
合計	三、二八六人		

（本省及び原子力規制委員会の定員）

第一条　環境省の本省及び原子力規制委員会の定員は、次の表のとおりとする。

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。